

IP アドレス等料金体系改定案

1. IP アドレス等新料金体系案

契約料：

IP アドレス管理指定事業者契約締結時、または特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約締結時に必要な費用として、262,500 円とする。

IP アドレス維持料：

IP アドレス管理指定事業者が JPNIC から割り振りおよび割り当てを受けている IP アドレス、または IP アドレス管理指定事業者以外の特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約者が割り当てを受けている IP アドレスの総量に応じて負担する年間の費用として、下記の算出式で求められる金額とする。

なお、IPv4 および IPv6 両方のアドレスの割り振りを受けている場合、該当する IP アドレス維持料をそれぞれ算出し、金額の高い方をその年の IP アドレス維持料とし、最低料金額を 105,000 円とする。

IPv4 アドレスによる算出式= $(130000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-9)}) \times \text{消費税}$

IPv6 アドレスによる算出式= $(130000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-23)}) \times \text{消費税}$

DB 登録管理料：

歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている者、および IP アドレス管理指定事業者、特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約者以外で、AS 番号の割り当てを受けている者の、レジストリデータベース情報管理の年間費用として、52,500 円とする。

JPNIC 会員の場合は、維持料については 10 万円減額、DB 登録管理料は免除とする。

上記料金体系案の実施は 2013 年度までとし、2014 年度以降はその時点の IP アドレス事業費用を、全ての IP アドレス利用者で同一の料金体系で負担するよう見直しを行う。

2. 上記新料金体系案を施行するまでの予定

2010 年 6 月 18 日 ～ 2010 年 12 月	第 41 回総会審議 歴史的 PI ホルダ、AS 番号ホルダ向けの周知、説明活動
～ 2010 年 10 月頃	歴史的 PI、AS 番号の名寄せおよび管理者、連絡先の再確認
2010 年 10 月 または 11 月	新料金体系案反映のための各種規則文書修正作業 新料金体系案を反映した下記規則改定の理事会審議 (ここで実際の新料金体系への改定を行う)
～ 2011 年 3 月	改定した各種規則文書の公示 システム改修および請求準備作業
2011 年 4 月 1 日	改定維持料の請求
2011 年 5 月以降	DB 登録管理料の請求

3. 有効期限

本文書は、現行 IP アドレス等料金の改定作業が終了するまで有効である。

以上